

第30回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

株主資本等変動計算書

個別注記表

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.azplan.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

株式会社アズ企画設計

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「リスク・コンプライアンス管理規程」を取締役等に周知徹底させる。
 - ロ. コンプライアンス担当責任者は取締役管理部長とし、コンプライアンス担当部門を管理部とする。管理部は、取締役等にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、コンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
 - ハ. 「取締役会規程」及び「会議体規程」に基づき、会議体において各取締役及び各部門長の職務の執行状況について報告がなされる体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 「取締役会規程」に基づき、月1回の定例取締役会並びに随時行う臨時取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
 - ロ. 迅速かつ効率的な業務執行を行うため、部門会議等を開催し、その検討結果を経て取締役会で決議することとする。
 - ハ. 予算制度に基づき、月次業績をタイムリーに把握し、必要に応じ対応策を検討・実施する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料及び電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」の定めるところによる。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理担当責任者は取締役管理部長とし、リスク管理の統括部門は管理部とする。リスク管理担当責任者並びに管理部は、「リスク・コンプライアンス管理規程」に基づき、事業全体のリスクを網羅的に把握・管理する体制（以下「リスク管理体制」という）の構築を行い、これを運用するリスク管理体制は、社会環境の変化に対応する。

⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制

イ. 社長は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけ、財務報告の信頼性確保を推進する。

ロ. 財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理することで、内部統制が有効に機能する体制構築を図る。

ハ. 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人により、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を社長に報告する。

二. 必要に応じて金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえ、諸規程の整備及び運営を行う。

⑥ 監査役監査の実効性を確保するための体制

イ. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、適切な人員を選定することができる。

ロ. 当該使用人に対する指示の実効性と取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の同意を要するものとする。

ハ. 取締役等は、法定事項の他以下の事項を監査役に報告する。

a 当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項

b 当社の内部監査部門の活動概要

c 当社の内部統制に関する活動概要

d リスク・コンプライアンスホットラインの運用・通報の状況

- 二. 会社は、監査役へ報告した者に、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いをしてはならない。
- ホ. 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べる。
- ヘ. 監査役の職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の職務に必要なと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- ト. 監査役会は、代表取締役、会計監査人、内部監査人と定期的な会議等を持ち、また監査役と内部監査人・会計監査人との十分な連携を図ることにより、監査が実効的に行われるための体制を整備する。
- チ. 監査役会は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役等に対し、その説明を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、その運用に努めてまいりました。当社の取締役会は取締役3名（うち、社外取締役1名）で構成されております。当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、その取締役会では、業務執行状況の報告が適切に行われ、重要事項の審議と決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わり、経営の監視・監督を行っております。また各監査役においても、監査役会規程に基づき、原則として月1回又は必要に応じて臨時に監査役会を開催するとともに、取締役会への出席や代表取締役社長との定期的な情報交換、会計監査人・内部監査室との定期的なミーティングによる連携を行っております。

また、コンプライアンス経営の徹底のため、当社の従業員に対し、定期的にインサイダー研修や宅建業法、その他関連法律について研修を実施しております。

これらの上で、上記や各規程の運用状況について、内部監査室による評価を行い、適切な運用が保持できるよう努めております。

株主資本等変動計算書

(2018年 3 月 1 日から)
(2019年 2 月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	30,000	10,000	－	10,000	35	784,708	784,743	△20,000	804,743
当 期 変 動 額									
当 期 純 利 益						198,554	198,554		198,554
新 株 の 発 行	139,600	139,600		139,600					279,201
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,008	1,008		1,008					2,016
自己株式の取得								△173	△173
自己株式の処分			178,720	178,720				20,000	198,720
株主資本以外の項目の当期変動額（純 額）									
当期変動額合計	140,608	140,608	178,720	319,328	－	198,554	198,554	19,826	678,318
当 期 末 残 高	170,608	150,608	178,720	329,328	35	983,263	983,298	△173	1,483,061

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	587	587	805,331
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			198,554
新 株 の 発 行			279,201
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)			2,016
自己株式の取得			△173
自己株式の処分			198,720
株主資本以外の項目の当期変動額（純 額）	△242	△242	△242
当期変動額合計	△242	△242	678,075
当 期 末 残 高	344	344	1,483,406

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産 …個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

なお、賃貸中の販売用不動産については固定資産に準じて減価償却を行っております。

仕 掛 品 …個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯 蔵 品 …最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

…定率法によっております。但し、建物並びに2016年4月1日以後に取得の建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

…定額法によっております。なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) によっております。

(3) リース資産

…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

…定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費 …支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で借入金の一部については金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は固定資産等に係るものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し（5年償却）、それ以外は発生年度の期間費用としております。

Ⅱ 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

Ⅲ 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「自動販売機収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

Ⅳ 貸借対照表に関する注記

担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

販売用不動産	2,516,568千円
建物	1,076,823千円
計	3,593,392千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	525,496千円
1年内返済予定の長期借入金	253,069千円
長期借入金	2,795,728千円
計	3,574,293千円

Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	951,000株
------	----------

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	45株
------	-----

3. 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	1,500株
------	--------

Ⅵ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に不動産販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握しております。

借入金及び社債は、主に販売用不動産の取得及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,801,981	1,801,981	－
(2) 投資有価証券	1,388	1,388	－
資産計	1,803,370	1,803,370	－
(1) 短期借入金	682,697	682,697	－
(2) 長期借入金（※1）	3,234,789	3,229,660	△5,128
(3) 社債（※2）	652,000	655,951	3,951
負債計	4,569,486	4,568,309	△1,176
デリバティブ取引	－	－	－

（※1） 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※2） 社債には、1年内償還予定の社債を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金 (3) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入又は社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

Ⅶ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,577千円
未収入金	5,429千円
減損損失	3,758千円
一括償却資産	1,743千円
資産除去債務	16,755千円
未払事業税	1,766千円
未払不動産取得税	6,420千円
販売用不動産	16,661千円
その他	21,281千円
繰延税金資産小計	78,393千円
評価性引当額	△6,014千円
繰延税金資産合計	72,379千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△13,681千円
その他有価証券評価差額金	△150千円
その他	△35千円
繰延税金負債合計	△13,867千円
繰延税金資産の純額	58,511千円

Ⅷ 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

Ⅸ 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額	1,559円91銭
(2) 1 株当たり当期純利益	215円68銭
(3) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	209円40銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。